

地域未来投資促進法における土地利用調整計画

富山県高岡市

第1 土地利用調整区域

1. 所在・面積

区域名	所在			地番	面積 (㎡)
	市町村	大字	字		
二上工業地域	高岡市	材木町		1-1、1-12、1-13、 1-16、31-1、39-1、 50-2、54-1、104-6、 115-1、2064-10、 2220-1、2220-9、 2220-10	40,395

※対象区域が分かるよう、所在を明らかにした図面を添付する。

2. 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

・現況地目別面積 (単位：㎡)

区域名	農地	採草放牧地	宅地	山林・原野	その他	合計
二上工業地域					40,395	40,395

・用途区分別面積 (単位：㎡)

区域名	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	合計
二上工業地域					

3. 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

・区域毎の面積 (単位：㎡)

区域名	市街化区域	市街化調整区域	合計
二上工業地域		40,395	40,395

・各区域の市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項（第2 口の施設ごとに記載）

※①現況及び②位置が分かるように記載する。

別図のとおり

第2 土地利用調整計画において地域経済牽引事業を行おうとする者に関する次の事項

イ 地域経済牽引事業の内容

当該区域に立地するパルプ関連製造の企業では、高岡工場においてパルプを原材料とする高機能CNFの研究を進めてきており、高機能性の確立が達成されるとともに取引先からのニーズも多くなってくる中で、今後、量産に向けた検証を進めていく必要がある。このことから、企業においては消費地に近い高岡工場において、量産化に向けたパイロットプラントの建設を計画し、将来的な生産体制の確立によって化粧品や塗料、化成品をはじめ、医療用材料や工業製品、楽器類・音響機材などへ新素材として利用展開を目指している。当該区域には企業の生産工場が342,485㎡の敷地に立地しており、この既存工場と連携し、研究開発から生産までの一貫した体制を確立することに加え、利用展開における共同開発を県内企業と進める上でも、既存工場敷地に隣接する当該区域内で事業に取り組む必要がある。また、企業によるこれらの事業活動の推進によって、地域の企業の取引額の増加が見込まれるほか、地域における物流の利用促進による経済波及効果や新たな雇用創出が見込まれる。

ロ 地域経済牽引事業の用に供する施設の規模

施設 番号	区域名	予定建築物の用途 (施設の種類)	予定建築物の敷地面積 (㎡)	開発区域の面積 (㎡)
1	二上工業地域	工場	40,395	40,395

※土地利用調整区域、施設ごとに記載する。

なお、用途が複数となる施設の場合は、「予定建築物の用途」欄へ当該複数の用途を記載する。

第3 土地利用調整区域の土地利用の調整に関する事項

1. 重点促進区域内の既存の工場適地や業務用地等の活用可能性

当該区域には遊休地が存在しておらず、既存の業務用地は他の用途に用いられていることから活用可能な土地が存在しない。また、農村産業法に基づき造成された用地等の工業適地も存在しない。

2. 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

① 農用地区域外での開発を優先すること

(基本計画における方針)

該当なし

(上記基本計画における方針との関係)

該当なし

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

(基本計画における方針)

該当なし

(上記基本計画における方針との関係)

該当なし

土地利用調整区域にかかる農業生産基盤整備事業の実施状況

該当なし

③ 面積規模が最小限であること

(基本計画における方針)

該当なし

(上記基本計画における方針との関係)

該当なし

④ 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した地域を含めないこと

(基本計画における方針)

該当なし

(上記基本計画における方針との関係)

該当なし

⑤ 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

(基本計画における方針)

該当なし

(上記基本計画における方針との関係)

該当なし

3. 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項（第2 回の施設ごとに記載）

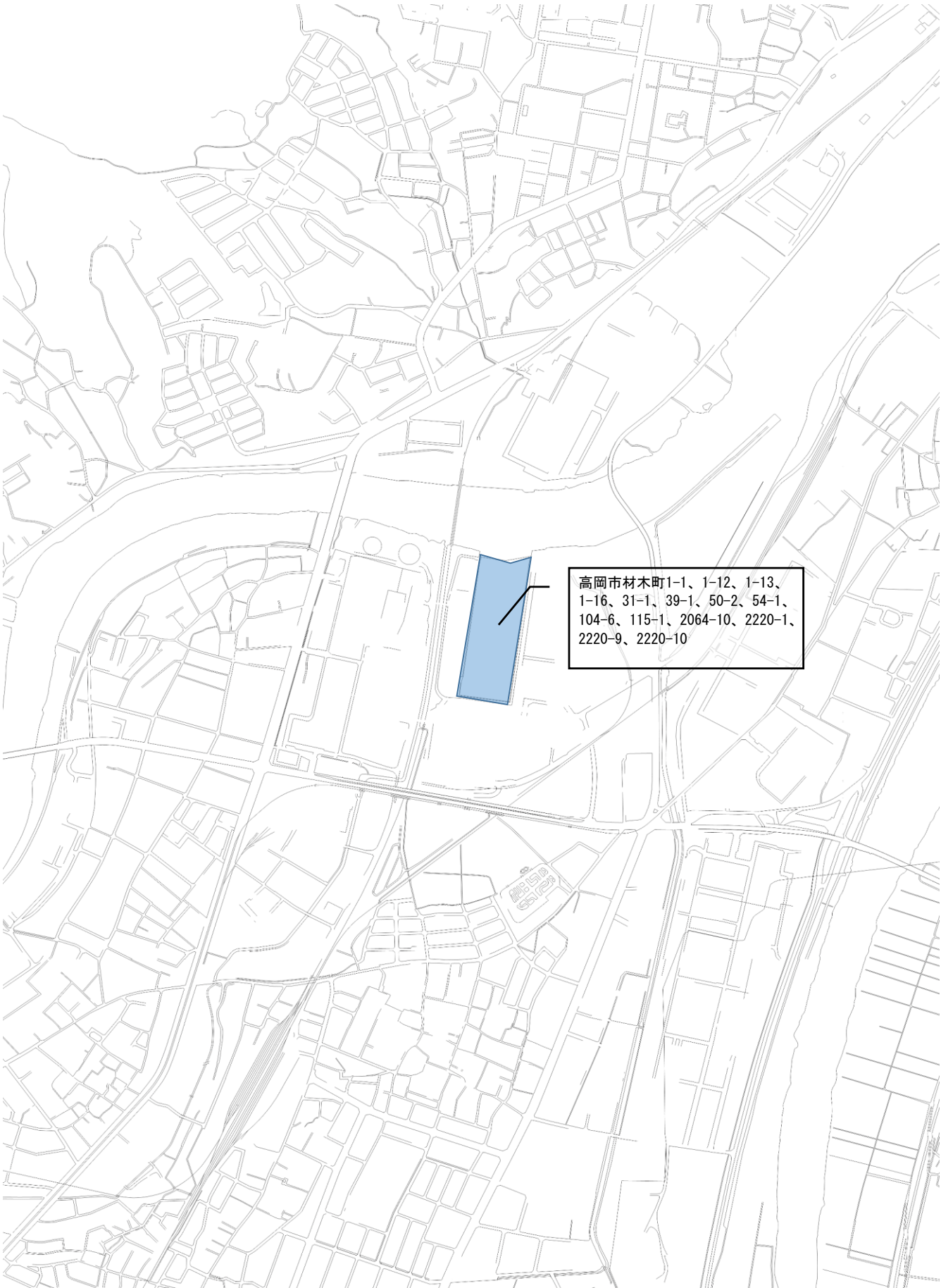
【施設1】

①周辺における市街化を促進するおそれがないと認められる具体的な理由

当該区域は市街化調整区域であるが、周囲が市街化区域（用途：工業地域）に囲まれた箇所であり、また、当該事業は都市計画法に基づく範囲での開発であるため、周辺において市街化を促進するおそれがない。

②市街化区域において行うことが困難又は著しく不相当と認められる具体的な理由を記載

当該事業は、高機能素材の生産体制確立に向けたパイロットプラントの整備事業である。施設整備にあたっては、近接する市街化区域内にある既存研究施設と密接に連携する必要がある、施設整備後の事業展開、将来的な機能拡充を踏まえた場合、市街化調整区域に該当する当該区域以外での事業実施が困難であるため。



高岡市土地利用調整計画 第1土地利用調整区域 3. 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

・各区域の市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項（第2 ロの施設ごとに記載）①現況図



